

フロン類回収業者登録申請の手引き（令和3年2月改正）

1 都道府県知事等への登録

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事等への登録が必要です。

2 登録申請の手続き

(1) 申請書様式

規則様式第3

(2) 申請に必要な書類の内容

<申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- 5 回収しようとするフロン類の種類
- 6 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

<添付書類>

- 1 申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（回県様式第1）
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載があるもの。以下同じ。）
- 3 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書（登録の更新の場合は履歴事項証明書に限る。）
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書。）
- 5 申請者がフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類（※1）
- 6 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（※2）

- ※1 次のいずれかを添付すること。
- ①自ら所有している場合
購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
- ②自ら所有権を有していない場合
借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
- ※2 次のいずれかを添付すること。
取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

(3) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

申請者の住所を管轄する環境管理部（住所が青森県外又は青森市で、事業所が青森市以外にある場合は東青地域県民局環境管理部、住所が八戸市で、事業所が八戸市以外にある場合は三八地域県民局環境管理部）となります。

ただし、フロン類回収業と併せて、解体業又は破砕業を営む場合には、フロン類回収業の事業所の住所地に関わらず、解体業又は破砕業を営む事業所の住所を管轄する環境管理部が、フロン類回収業の登録申請窓口となります。

※ 更新申請の場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から申請することができます。

| 環境管理部 | 管轄区域 |
|---|--|
| 東青地域県民局環境管理部 〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4F TEL 017-734-9185 FAX 017-734-8023 | 東津軽郡、 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村） |
| 中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318 | 弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡 |
| 三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922 | 十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、 東北町）、三戸郡 |
| 下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853 | むつ市、 下北郡 |

※ 事業所の所在地が青森市の場合は青森市役所（廃棄物対策課）、八戸市の場合は八戸市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

イ 申請書の提出部数

(ア) 正本1部を提出してください。

(イ) 申請書はA4判ファイル綴りとし、申請者控え(1部)は別途、作成してください。

ウ 登録申請手数料

申請書には、手数料として所定額の青森県収入証紙を貼付してください。

| 区 分 | 手数料の額 |
|----------------|--------|
| フロン類回収業者の新規登録 | 4,000円 |
| フロン類回収業者の登録の更新 | 4,000円 |

3 申請書等の記入例

(1) フロン類回収業者登録申請書の記入例

様式第3 (第50条関係)

フロン類回収業者 登 録 申 請 書
登録の更新

新規は、未記入。更新の場合に、記入すること。

| | |
|--------|--|
| ※登録番号 | |
| ※登録年月日 | |

年 月 日

青森県知事 殿

該当しない方を消す。

(郵便番号) 000-0000
住 所 ○○県○○市○○町○番○号
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
生年月日 昭和○年○月○日
電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

| | | | |
|--|----------|-------|--|
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） | | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 役職名 | |
| ふりがな ○○ ○○ | 昭和○年○月○日 | 代表取締役 | |
| ふりがな △△ △△ | 昭和△年△月△日 | 取締役 | |
| ふりがな □□ □□ | 昭和□年□月□日 | 取締役 | |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | | |
| 住 所 | (郵便番号) | | |
| 電話番号 | | | |

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

| | | | |
|----------------------|--------|------|--|
| 名 称 | | | |
| (ふりがな) 代表者 の氏名 | | 生年月日 | |
| 住 所 | (郵便番号) | | |
| | 電話番号 | | |

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 役職名 |
|---------------|------|-----|
| | | |

事業所の名称及び所在地

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。

| | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 〇〇株式会社〇〇営業所 |
| | 所在地 | (郵便番号) 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 電話番号 000-000-0000 |
| 2 | 名 称 | 〇〇株式会社△△営業所 |
| | 所在地 | (郵便番号) 000-0000 〇〇県△△市△△町〇番〇号 電話番号 000-000-0000 |
| 3 | 名 称 | 〇〇株式会社□□営業所 |
| | 所在地 | (郵便番号) 000-0000 〇〇県□□市□□町〇番〇号 電話番号 000-000-0000 |

| 回収しようとするフロン類の種類 | | |
|-----------------|-----|---|
| 1 | CFC | ○ |
| | HFC | |
| 2 | CFC | ○ |
| | HFC | ○ |
| 3 | CFC | ○ |
| | HFC | ○ |

事業所ごとに該当する欄に全て○をつける。

| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | |
|--------------------|-----------|-------------|-------------|
| 設備の種類 | | 能 力 | |
| | | 200g/min 未満 | 200g/min 以上 |
| 1 | CFC用 | 2 | 台 |
| | HFC用 | | 台 |
| | CFC・HFC兼用 | | 台 |
| 2 | CFC用 | | 台 |
| | HFC用 | | 台 |
| | CFC・HFC兼用 | | 1 台 |
| 3 | CFC用 | | 台 |
| | HFC用 | | 台 |
| | CFC・HFC兼用 | | 1 台 |

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事業所ごとに所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて、台数を記入する。

(2) 誓約書の記入例

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者及びその役員は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請書に記入されているものと
同一であること。



住所 _____

氏名 _____

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)